

運営委員会運営規程

(2017年9月4日制定)

(目的)

第1条 この規程は一般社団法人クリスチャンセンター神戸バイブル・ハウス定款(以下「定款」という。) 細則(以下「定款細則」という。) 第32条に基づき、運営委員会の会議の開催並びに運営について定めることを目的とする。

(運営委員会の構成)

第2条 運営委員会は、理事長、副理事長、事務局長及び4名の理事をもって構成する。

(運営委員会の職務権限)

第3条 運営委員会は、定款及び細則に定める事項並びに理事会又は理事長より付議された事項及び日常の業務を執行するに当たって必要な事項を審議決定する。

(運営委員会の開催)

第4条 運営委員会は、定例運営委員会と臨時運営委員会とする。

2 定例運営委員会は、原則として定例理事会開催の前月に開催する。ただし、議案のないときは休会することができる。

3 臨時運営委員会は、理事長が必要と認めた場合に開催するものとする。

(委員長)

第5条 運営委員会は、理事長が委員長となり議事を司る。

(開催場所)

第6条 運営委員会の開催場所は、委員長がこれを定める。

(定足数及び議決)

第7条

運営委員会は、運営委員の三分の二の出席をもって成立する。

2 議事は出席構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところとする。

3 運営委員会招集通知の記載事項については、委任出席者はこれを出席者と看なす。

(事務担当者)

第8条 運営委員会の事務は事務局が、これを担当するものとする。

(議事録)

第9条 委員長は運営委員会の開催場所、日付、議決事項及びその他の事項につき、議事録を作成し、常にこれを事務局に備え置かねばならない。

(議事録署名人)

第10条 議事録は、委員長及び出席者委員のうちから議長が指名した委員がこれに署名、押印する。

(規程の改廃)

第 11 条 この規程を改廃しようとするときは、運営委員会の議決を経なければならない。

附則

1 この規程は、2017 年 9 月 4 日から施行する。